

令和3年第12回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 令和3年12月24日(金) 午前9時30分から
(2) 場 所 輪島市役所新館2階 中会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 14名

1番 島津 博道 (欠席)	6番 谷内 誠一	11番 山本 秀夫
3番 河内 よし	7番 奥堂 敏春	12番 森谷 正美
4番 北濱 陽子	8番 坂下 正幸	13番 田上 正男
5番 池端 共栄	9番 石倉 稔	14番 安 津久人
	10番 谷内 吉夫	15番 田中 喜義

(2) 欠席委員

2番 笹川 稔

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島6番 東 一朗

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 黒氏 篤

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

- (1) 議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(2) 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について
(3) 議案第38号 農用地利用集積計画について
(4) 議案第39号 非農地証明願いについて
(5) 議案第40号 農地利用の最適化の推進に関する指針について

7 報告事項

- (1) 報告第18号 農地法第3条の3の規定による届出について
(2) 報告第19号 農地改良届について

8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 1 0 : 3 0

事務局長	本日は1名の委員が欠席です。また農地利用最適化推進委員は1名の出席です。それでは会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、14名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第12回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号1番 島津 博道 委員及び 議席番号3番 河内 よし 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第36号】の農地法第3条第1項の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第36号の農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は5件です。 【議案第36号所有権移転、1番～5番を議案書をもとに朗読】

事務局	<p>合計 40 筆 4,095 m²で内訳は田が 3,057 m²、畑が 1,638 m²です。</p> <p>いずれも農地法第 3 条第 2 号各号には該当しないため、許可要件のすべてを充たしていると考えます。なお、今月案件は全て無償譲渡であり、市の要領によりますと、この場合資料中の地図の添付及び地区担当委員のご意見を省略できることとなっております。以上です。</p>
議長	<p>事務局説明のとおり、今回農地法第 3 条にかかる案件は全て、無償譲渡であります。農業委員会の事務要領では農地の無償譲渡、つまり贈与である場合、地区担当委員の現地確認はしなくても良いこととなっているため、今後は贈与の案件は議事進行の効率化のため地区担当委員の意見を省略し、事務局の説明の後、直ちに質疑応答及び採決に移ることと致します。</p> <p>それではこれより質疑を許します。</p>
各委員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 36 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 36 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第 37 号の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明願います。</p>
事務局	<p>議案書 5 ページをご覧ください。議案第 37 号の農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は 1 件です。</p> <p>【議案第 37 号所有権移転、1 番を議案書をもとに朗読】</p>
事務局	

	<p>合計1筆651㎡で内訳は田が651㎡です。目的は、付近で古物商及び造園業を営む申請者が、事業拡大に伴い駐車場及び庭木や灯籠などの展示物を並べるスペースとして整備するものです。農地区分は、用途区域、準住居地域に位置する第3種農地であり、原則許可となるものです。なお、転用する農地に隣接して雑種地がありますが、こちらは以前に転用許可を得て駐車場用地として使用していたものであり、第10回の総会にて非農地証明を承認していただいております。また、後ほど説明いたしますが、この地番の東側に宅地がありますが、今回転用にあたり公図と照らし合わせたところ、隣の宅地にこの地番の境界が一部食い込んでいたことが判明しましたので、今回の申請ではその部分を分筆し、農地として残っていた部分のみ転用を図るものです。</p>
議長	
東委員	<p>それでは申請番号1番について地区担当推進委員 輪島6番 東一朗 委員よりご意見願います。</p>
議長	<p>去る22日に現場を確認してきました。以前に非農地証明で現場を確認した際にも申し上げたのですが、周囲は道路と宅地に囲まれており、</p>
各委員	<p>転用しても問題は無いと考えます。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑を許します。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。【議案第37号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第37号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第38号】の農業経営基盤強化促</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>石倉委員</p>	<p>進法第18条の規定による農用地利用集積計画について議題といたします。事務局、説明願います。</p> <p>議案書8ページから13ページをご覧ください。議案第38号の農用地利用計画の資料になっております。8～10ページが個人間の利用権設定2件、11～13ページがいしかわ農業総合支援機構を通じた利用権設定です。</p> <p>【議案第38号農用地利用権設定、1番～3番を議案書をもとに朗読】</p> <p>以上、個人間の利用権設定は合計31筆19,471㎡です。耕作作物は、申請番号1番の方がブルーベリー、2番の方がワイン用ブドウを主にすることです。中間管理機構に対する利用権設定は、45筆合計28,436.68㎡で、耕作作物は水稻です。</p> <p>これより質疑を許します。</p> <p>質問が2点あるのですが、まず1点、個人間の利用権設定に関する資料について、現況地目を記載してありますが、現況が雑種地となっているところが多くあります。雑種地ということでは耕作されていないところで、これから利用権設定により耕作されるということなのだろうけども、資料からは元は田なのか畑なのか分からないようになっている。</p>
<p>事務局</p> <p>石倉委員</p>	<p>登記まで雑種地ということであれば本来農業委員会で利用権の設定を云々するものではないと思いますが、この資料に載っているということは農地ということで良いですか。雑種地の利用をするのでは無く、農地の利用をするということが分かった方がいいと思いますが。</p> <p>こちらの方は確かに現況農地のみを記載しております。分かりにくいということなので、今後表示の仕方を検討いたします。</p> <p>もう一点、中間管理機構を通じて利用権設定を行うところですが、</p>

事務局	<p>資料の中では登記簿上の地番と面積が記載されていますが、この一帯の現況を知っているのですが、ここはすでに整地されており、それぞれ実際の面積は異なっているはずですが、また今後換地処分が行われることにより、地番が変わる可能性もある。そのような中で15年間という長い期間の利用権設定になるが、途中で相続等で権利者が変わることもありえ、その場合にトラブルにならないのか気になる。農業委員会として現状で承認することに問題は無いのか。</p>
石倉委員 事務局	<p>この一帯につきましては、すでに現地が整地されていることは確認しておりますが、集落の中で事情があり、このまま換地をしない可能性もあると聞いておりました。その場合にこの場所で利用権設定をする場合は登記に従い、現在の登記の情報に基づいて行うより他に無く、集落としても何とかしたいということで、集落の個々の所有者と中間管理機構の間で契約も交わされているところです。</p>
石倉委員	<p>通常整地した場合の利用権設定をする場合は換地前でもしているか、換地後でしょうか。</p>
森谷委員	<p>今年初めの例では換地処分後に新たな地番と面積に改めたうえで利用権設定を行っております。</p>
石倉委員	<p>森谷委員さん、あなたの地区でずいぶん基盤整備等をしていましたが、利用権設定は換地後でしたか？</p>
	<p>換地した後です。</p>
事務局	<p>通常はそうかと思いますが、現状として整地されており明らかに登記と現況が違っている状況において、登記を基準にして15年という長期間利用権設定することが気になります。今回の議案に反対するもの</p>
議長	<p>ありませんが、今回の利用権設定の後換地処分などで内容が変わったときに、どのような手続をふまえるのか、確認する必要はあると思います。</p>
石倉委員	

	<p>わかりました。まずご審議をいただいたうえで、ご意見いただいた点をふまえて確認のうえ、またご回答いたします。</p>
議 長	<p>この件は保留のうえで確認いたしますか？</p>
安 委員	<p>そこまでは求めませんが、手続に農業委員会の関与がある以上、後々トラブルにならないよう留意してほしいと思います。</p>
事 務 局	<p>わかりました。他にご意見はございませんか。</p>
安 委員	<p>申請番号1番の利用権設定を受ける人、この人は外国人だそうです</p>
事 務 局	<p>が、住所は私の担当地区にあるのですが、本当に住んでいるのですか？</p> <p>心当たりが無いのだけど・・・</p>
安 委員	<p>最近移住してこちらに住んでいると聞いております。</p>
議 長	<p>そうですか。結婚はしている？いくつくらいの人ですか？</p>
各 委 員	<p>日本人の配偶者がおられます。年齢は30～40代くらいです。今すぐ年齢が出てこなくて申し訳ありませんが、こちらで定住して農業に取り組む意欲がある方です。</p>
議 長	<p>わかりました。</p>
各 委 員	<p>他にご意見はございませんか。</p>
議 長	<p>(質疑なし)</p>
	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p>
	<p>【議案第38号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。</p>
事 務 局	<p>(異議なし)</p>

ご異議なしと認めます。

よって【議案第38号】は、原案どおり可決決定いたします。

次に市長より提出のあった【議案第39号】の農地法の適用を受けない農地の証明願について議題といたします。事務局、説明願います。

【議案第39号非農地証明、1番～2番を議案書をもとに朗読】

合計5筆110.99㎡で内訳は田が53.99㎡、畑が57㎡です。

なお、申請番号1番は、議案第37号の5条転用申請でご審議いただいた農地と一体であったものですが、今回実測のうえ公図と照合したところ、一部が隣地宅地に組み込まれていたものです。事情を調べたところ、昭和54年に隣地を資材置場として造成した際、元農地の所有者と隣地所有者の間で話し合いのうえ排水路を境界として直線上に設置したところ、境界から宅地側寄りに少しはみ出していた部分が、宅地に吸収されてしまったとのこと。口頭で応諾した農地側所有者は既に故人であり、すでに40年以上宅地の一部として使用されていることから、今回その部分のみを元農地から分筆のうえ非農地証明申請をしたものです。

また、申請番号2番は、農地の後背地にかつて存在した工場と主要地方道との接続のため、昭和47年に工場所有者と先代の農地所有者との間での口頭での申し合わせにより、農地の一部を道路として使用していたものです。先代の所有者が行ったことでありすでに約50年が経過していること、目的外使用の原因である工場はすでに閉鎖、解体されており、現在は周辺住民の生活路として使用されていること、合併前旧門前町においても、現況を前提に当該道路部分に下水路を敷設していることから、すでに農地性が無いものとして、元農地から分筆のうえ今回非農地証明申請をしてきたものです。なお、分筆した農地の残余部分はこれまでも畑として使用しており、今後も耕作を続けるとのこと。

以上です。

それでは、申請番号1番について地区担当推進委員 輪島6番 東奥堂委員 一朗委員よりご意見願います。

議 長
東 委員

奥堂委員

議 長	<p>12月22日に現場を見てきました。詳細は事務局説明のとおりですが、周辺は先の議案で転用申請が出た農地を除き、宅地と道路で占められた住宅地であり、周辺への影響は無いと考えます。以上です</p>
各 委 員 議 長	<p>続きまして、申請番号2番について、地区担当委員議席番号7番奥堂委員よりご意見願います。</p>
各 委 員 議 長	<p>12月22日に会長、事務局らとともに現地を確認しました。周辺には農地はほとんど無く、これまで長らく道路として使用していた中でも特に問題は生じていないため、今後も問題は無いと思います。以上です。</p>
	<p>これより質疑を許します。</p> <p>(質疑なし)</p>
事 務 局	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。【議案第39号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第39号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に【議案第40号】の農業委員会等に関する法律に基づく農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、議題といたします。事務局、説明願います。</p>
	<p>【議案第40号農地等利用最適化推進に関する指針につき議案書もとに朗読】</p> <p>以上です。なお、本指針案につきましては10月の定例総会にて一度提示するとともに、意見聴取用のアンケートを配付しております。</p>

議長	<p>これまでに30人の委員中21名の方にご回答をいただいたところですが、その回答のほとんどが目標数値等につき事務局案のとおりで良いとの結果になっておりましたので、今回提示案につきましても前回案のまま提示させていただきました。なお、目標数値の内新規就農者の個人・法人の目標数につきましては一部の委員より、目標として増加すべき、現実を見て減少すべき、などの意見をいただきましたが、前回指針策定後、個人法人合わせ1名も新規就農者の掘り起こしが出来なかった事実がありますので、まずは目標を前回通りと設定し、ただご意見をふまえて今後より積極的に新規就農者の掘り起こしを進めていくのが妥当と考えております。</p>
石倉委員	
事務局	
	<p>これより質疑を許します。</p>
議長	<p>先ほどの説明にあった委員向けアンケートは、結果30名中21名しか集まらなかったということですが、少し情けないと思います。委員に任命されているにも関わらず回答をしないというのは論外だが、事務局もアンケートが集まっていないのであれば事務局の責任において未提出の委員に催促するなどすべきだと思う。</p>
各委員	
議長	
各委員	<p>委員のご指摘はごもっともであります。今回は指針に対し、自由で忌憚りの無い意見をいただくという目的から、あえて無記名としたため未提出者の確認ができませんでしたが、今後は無記名で行う必要性も含めアンケートの方法を検討して参ります。</p>
議長	
	<p>他にご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
事務局	
議長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。【議案第40号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>

議長	ご異議なしと認めます。
議長	よって【議案第40号】は、原案どおり可決決定いたします。
議長	次に【報告第18号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明願います。
各委員	【報告第18号相続による届出、1番～7番を議案書をもとに朗読】
各委員	合計160筆47,355.40㎡で内訳は田が35,426.1㎡、畑が11,929.3㎡です。
各委員	これより質疑を許します。
各委員	(意見、質問なし)
議長	それでは、【報告第18号】を終わります。
各委員	次に【報告第19号】の農地改良届を受け付けましたので、事務局、説明願います。
議長	【報告第18号農地改良届、1番を議案書をもとに朗読】
議長	合計15筆2,500㎡で内訳は田が2,500㎡です。
議長	なお、当該土地は5月に申請者が農地として活用することを目的として取得したのですが、長期間遊休農地化しており、今後田として使用するには450mほどの水路を敷設する必要があるため、耕作に適した土砂を入れて畑地として耕作することを想定し、改めて営農計画書を添付のうえ畑地転換届を提出したものであります。
議長	これより質疑を許します。
議長	(意見、質問なし)
議長	それでは、【報告第19号】を終わります。
議長	以上をもちまして本日の議事は全て議了いたしました。

これにて、第12回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。